

平成 22 年 8 月 4 日

# 死亡しているにもかかわらず現況届を出して 年金を受給しているケースに係るサンプル調査 について

## 調査の概要

- 受給権者が死亡しているにもかかわらず現況届を出して年金を受給しているケースがないかを把握するため、本年 6 月からサンプル調査を実施しているところ。

## 調査対象者

- 現況届の提出を要する方（別紙参照）のうち、4 月生まれの年金受給権者（約 1 万 6 千人）であって 85 歳以上の方から、840 人を無作為抽出。

## 調査方法

- 調査は、日本年金機構の年金事務所職員による訪問調査とし、本人に面談の上、聴取りを行う。
- 既に訪問は終了している。

## 調査結果

- 大臣指示により前倒しして、今月中旬に調査結果をとりまとめ、公表する予定。

(別紙)

【現況届について】

- ① 年金受給権者の生存確認については、住基法に基づく死亡届の情報を住基ネットワークから提供を受けることにより行っている。これにより、平成18年12月から、原則として現況届の提出を不要としている。
- ② ただし、次の(ア)～(エ)に該当する方については、引き続き現況届の提出を求めている。
  - (ア) 日本年金機構が管理している年金受給者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)が住基ネットワークに保存されている基本情報と異なる方  
＜事例＞
    - ・施設入居等のため、年金原簿の登録住所と住民票の登録地が相違している。
    - ・介護が必要となり子供等と同居するため年金原簿の住所は異動したが、都合により住民票は異動せずに、そのままとしている。
  - (イ) 住基ネットワークに参加していない市町にお住まいの方
  - (ウ) 外国籍(外国人登録)の方
  - (エ) 外国にお住まいの方

※平成20年度における年間現況届発送件数          約163万件